



東京2020パラリンピック 聖火フェスティバルの参加者を募集

パラリンピックの成功を願いながら、聖火の火種をつくる人を募集します。

内容 採火(火起し)、障がいのある人による音楽発表会、集火・出立式

と き 8月15日(日)午前9時～11時

ところ 市民文化会館大ホール

対象 市内在住の小・中学生各10人(申込順、小学校4年生以下は保護者同伴)

申込み 住所、氏名、学

校名と学年、電話番号を明記しファクシミリ、または電話で担当にお申し込みください

パラリンピックの聖火は、発祥の地であるイギリスのストーク・マンデビルで起こした火と日本各地で採火されたものが開会式で集まり、閉会式まで燃え続けます。

申し込み先
〒94-4628
☎94-8389
☎93-8389

申し込み先
〒94-4628
☎94-8389
☎93-8389

令和4年4月採用の市職員を募集

受験希望者は、受験案内を確認の上、申込書を郵送で提出してください。受験案内や申込書は市ホームページ「職員採用」から入手できます。

受付期間 7月1日(木)～16日(金)※消印有効

試験日 受験案内でご確認ください

募集職種など

職種	受験資格	募集人数
事務(上級)	平成8年4月2日から12年4月1日までに生まれた人	若干名
事務[福祉] (上級)	平成3年4月2日から12年4月1日までに生まれた人で、社会福祉主事任用資格を有する人(令和4年3月末取得見込みを含む)	若干名
事務[情報] (上級)	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、情報処理システムの構築および運用管理に関する業務に従事した経験が10年以上ある人	若干名

※各職種とも地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する人は受験できません

土木、建築、電気、保健師、事務(障がい者対象)の採用試験に関する情報は8月15日号に掲載します。

☎職員課 ☎94-4873

保険や年金に関するお知らせ

7月中旬に納税通知書などを発送します

令和3年度の第4期以降分の国民健康保険税(本算定)納税通知書を送付します。

後期高齢者医療制度加入者には、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を送付します。

保険証などを更新します

国民健康保険に加入している人へ

8月1日から使用していただく新しい保険証を7月中旬に送付します。10月から医療機関窓口でのオンラインによる資格確認が順次開始することに伴い、番号の隣に個人を識別する2桁の枝番を記載しています

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人へ

8月から一部負担金の割合が変更になる人には、7月中旬に新しい保険証を簡易書留で送付します。限度額適用認定証か限度額適用標準負担額減額認定証をお持ちで、8月以降も対象となる人には、併せて新しい認定証を送付します。

負担割合が変わる場合があります

70～74歳の国民健康保険加入者および75歳以上の後期高齢者医療制度加入者で、一部負担割合が3割(現役並み所得者)と判定された人のうち、同一世帯の令和2年中の合計収入額が一定額に満たない場合は、申請により2割または1割になります。対象者には「基準収入額適用申請書」を送付しますので、市役所1階の担当へ提出してください。詳しくは市ホームページ「くらしのガイド」→「国民健康保険」をご覧ください。

健康保険「や」、県後期高齢者医療広域連合のホームページでご確認ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金を延長

新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる加入者に対する手当金の支給対象期間を9月30日まで延長しました※支給要件などに変更はありません

主な制度の改正点

国民健康保険税

個人所得課税の見直しに伴い、加入者の負担水準に不利益が生じないよう、加入者ごとにかかる均等割額、世帯ごとにかかる平等割額に対する軽減の判定基準額を変更しました。詳しくは納税通知書に同封するお知らせでご確認ください。

後期高齢者医療保険料

保険料計算に使用する基礎控除額が、33万円から43万円に変わりました(前年の合計所得金額が2400万円を超える場合は基礎控除額が異なります)。また、均等割額の軽減基準が変更になりました。詳しくは保険料額決定通知書に同封するお知らせでご確認ください。

減免・免除・猶予

国民健康保険税・介護保険料の減免
次の要件を満たす場合、申請すると保険税・保険料が減免されます※申請には収入を証明する書類が必要で
対象となる保険料(料)
平成31(令和元)年度分～令和3年度分、令和2年2月1日～4

年3月31日が納期限(特別徴収は対象の年金の支払日)の保険税(料)

国民健康保険税の減免対象

- ①主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する世帯
- ◇事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が前年に比べて3割以上減少する見込み
- ◇前年所得の合計額が1000万円以下
- ◇減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

介護保険料の減免対象

- ①属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症で死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、属する世帯の主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、次の全てに該当する第1号被保険者
- ◇事業、不動産、山林、給与のいずれかの収入が前年に比べて3割以上減少する見込み
- ◇減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下

減免の割合

- ①の世帯・人Ⅱ全額免除
- ②の世帯・人Ⅱ一部減額(前年所得の合計額により異なる)

負担年金課

☎94-4728(国民健康保険)

☎94-4521(後期高齢者医療)

担介護高齢課

☎94-4722(介護保険料)

☎94-4722(介護保険料)

国民年金の免除・猶予制度

次の要件を満たす場合、申請すると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1)または猶予されます。申請は最大2年1カ月前までさかのぼることができ。詳しくは担当が平塚年金事務所(☎22-1515)にお問い合わせください※失業または、新型コロナウイルス感染症の影響で一定以上所得が下がった場合は特例があります

対象

- ◇免除Ⅱ本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の人
- ◇猶予Ⅱ50歳未満で、本人および配偶者の前年所得が一定基準以下の人

☎94-4520(国民年金)

介護保険料を改定しました

高齢化の進展に伴い、介護サービスなどを必要とする人が増加し、介護保険事業費の増加が見込まれることから、65歳以上の人の介護保険料を改定し、基準額(年額)は、これまでの6万2400円から6万6000円となりました。また、負担能力に応じた保険料額とするため、段階ごとの保険料率などの見直しや、合計所得金額1000万円以上の段階を創設しました。詳しくは市ホームページ「健康・福祉」→「介護保険」でご確認ください。

本算定通知書を送付します

今年度の住民税課税状況に基づき計算された本算定通知書を7月中旬に送付します。

☎介護高齢課 ☎94-4722